

## 理事の人数変更

現会則

第 11 条 本会は、正会員のうちから役員として 28 名以上 30 名以内の理事、2 名の監事を置く。役員  
の任期は 2 年とする。

改正会則 (案)

第 11 条 本会は、正会員のうちから役員として 20 名以上 30 名以内の理事、2 名の監事を置く。役員  
の任期は 2 年とする。

以上

## シニア会員制度について

### 現会則

- 第5条 本会の正会員は、次のいずれかに該当する者とする。
- 2 準会員は大学院に在籍する者、又はこれに準ずる者とする。
  - 3 賛助会員は本会の趣旨を理解し、賛助する者とする。

### 改正会則（案）

- 第5条 本会の正会員は、次のいずれかに該当する者とする。
- 2 準会員は大学院に在籍する者、又はこれに準ずる者とする。
  - 3 賛助会員は本会の趣旨を理解し、賛助する者とする。
  - 4 シニア会員は年齢 65 歳以上かつ会員歴 20 年以上とする。

### 現細則

#### （会 費）

第1条 本会においては、会員は毎年6月に次の通りの年会費を納入する。

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| イ) 正会員       | 7,000 円         |
| ロ) 準会員       | 3,000 円         |
| ハ) 賛助会員 個人1口 | 7,000 円 (1口以上)  |
| 法人1口         | 30,000 円 (1口以上) |

#### （入会手続き）

第2条 本会においては、入会手続きは以下による。

- イ) 正会員又は準会員として本会に入会しようとする者は、正会員2名の紹介により所定の入会申込書によって申し込み、理事会の承認を得るものとする。
- ロ) 入会を希望する賛助会員は、所定の入会申込書によって申し込み、理事会の承認を得るものとする。

### 改正細則（案）

#### （会 費）

第1条 本会においては、会員は毎年6月に次の通りの年会費を納入する。

- |              |                 |
|--------------|-----------------|
| イ) 正会員       | 7,000 円         |
| ロ) 準会員       | 3,000 円         |
| ハ) 賛助会員 個人1口 | 7,000 円 (1口以上)  |
| 法人1口         | 30,000 円 (1口以上) |

ニ) シニア会員 3,500 円

#### （入会手続き）

第2条 本会においては、入会手続きは以下による。

- イ) 正会員又は準会員として本会に入会しようとする者は、正会員2名の紹介により所定の入会申込書によって申し込み、理事会の承認を得るものとする。
- ロ) 入会を希望する賛助会員は、所定の入会申込書によって申し込み、理事会の承認を得るものとする。

ハ) シニア会員を希望する正会員は、所定の申込書によって申し込み、理事会の承認を得

るものとする。

以上